

財務省告示第四百四十三号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
 平成十九年三月二十日に発行した利付国債の発行  
 条件等を次のとおり告示する。  
 平成十九年四月九日

財務大臣 尾身 幸次

一	二	三	四	五	六	七	八
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその項の適	振替法の適	発行方法	募入決定の方法	発行額	払込金額
利付国庫債券（二十年）（第三十 六回、第三十七回、第四十回、 第四十一回、第四十三回、第四 十五回、第四十六回、第四十七 回、第四十八回及び第四十九回）	国債整理基金特別会計法（明治 三十九年法律第六号）第五条第 一項及び第五條ノ二	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号。以下 「振替法」という。）の規定の適	用を受けけるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行し、利回り格差の小 さいものからその応募額を順次 割り当ててからその応募額を順次 額内金額で九百九十一億円	額内金額で九百九十一億円	千四百二十五千四百五十一万円	五千四百二十五千四百五十一万円

九 振 替 単 位 額

十 一 発 行 日 発 行 価 格

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最も額の整数倍の金額によるものとす。平成十九年三月二十日発行対象国債ごと、面金額百円につき、次の算式により算出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \frac{\left[ \text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差} \right] \times \text{残存年数}}{100}}$$

十 二 利 率 十 三 の 経 過 利 子 払 込 み

(別表のとおり) 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払い込むものとする。

の率前十発行、  
額の前発行、  
金の債からでがに  
面債国から日か  
額国象日日期  
の象対翌行日  
債対行の発行日  
国行の発行日  
象行各期する子  
対各発行日  
行各期する子  
額×100×各期する子  
総額×100×各期する子  
名総額×100×各期する子  
の率前十発行、  
額の前発行、  
金の債からでがに  
面債国から日か  
額国象日日期  
の象対翌行日  
債対行の発行日  
国行の発行日  
象行各期する子  
対各発行日  
行各期する子  
額×100×各期する子  
総額×100×各期する子  
名総額×100×各期する子

(二)

発行時に、その利息に係る所得税が源泉徴収されるもの、発行時において、その利息に係る所得税が源泉徴収されるもの、発行時において、その利息に係る所得税が源泉徴収されるもの、

十四 利 子

償還金期限 償還金の額 入札の基 準とする 各発行対 象国債の 利回り支 払場所

略 略 × 1  
発行対象国債の利率 / 100 × 1  
/ 2

第十号規定の発行日及び支払期次各  
と対象国の債権の発行日及び支払期  
算式によらば、算式による金額を  
う。ただし、算式による金額を  
日に支払うときは、その翌営業  
日に支払うときは、その翌営業  
する日に支払うときは、その翌営業

(別表のとおり) 額 十 九 年 三 月 十 三 日 付 日 本  
平 成 十 九 年 三 月 十 三 日 付 日 本  
証 券 業 協 会 が 発 表 し た 公 債 店  
頭 売 買 参 考 統 計 表 に 掲 載 さ れ  
た 各 行 対 象 国 債 の 平 均 値 の 単  
利 回 り 支 払 所  
日 本 銀 行

償還金期限

十九 入札参加 財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日 平成十九年三月二十日

(別表)

国債整理基金特別会計法第五條第一項分				国債整理基金特別会計法第五條第二分			
名称及び記号	利率(年)	償還期限	発行額 (額面金額)	名称及び記号	利率(年)	償還期限	発行額 (額面金額)
利付国庫債券 (第二十年六回)	二・二%	平成二六年三月二十二日	七億円	利付国庫債券 (第二十年三回)	二・四%	平成二九年三月二十一日	五十五億円
利付国庫債券 (第二十年七回)	二・二%	平成二九年三月二十二日	五十億円	利付国庫債券 (第二十年四回)	二・九%	平成三〇年三月二十一日	六十億八千万円
利付国庫債券 (第二十年八回)	二・五%	平成三二年三月二十二日	三十三億円	利付国庫債券 (第二十年一回)	一・五%	平成三二年三月二十一日	百億円
利付国庫債券 (第二十年九回)	二・三%	平成三〇年九月二十九日	四十億円	利付国庫債券 (第二十年二回)	二・三%	平成三〇年九月二十九日	七億円
利付国庫債券 (第二十年十回)	三・〇%	平成三二年九月二十九日	三十五億円	利付国庫債券 (第二十年三回)	三・一%	平成三二年九月二十九日	七億円

（（利 第二付 四十国 十年庫 九）債 回 券 ）	二 ・ 一 %	二年平 日三成 月三 二十 十三	円三 百四 十億
---	------------------	------------------------------	----------------